

eスポーツによる地域活性化包括的支援業務委託仕様書

1. 事業名

eスポーツによる地域活性化包括的支援業務

2. 趣旨

本仕様書は、広川町（以下「発注者」という。）が実施するeスポーツによる地域コミュニティ活性化包括的支援業務（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、業務遂行にあたって、専門的な知識や経験を有する事業者（以下「受託者」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

3. 事業目的

eスポーツ（electronic sportsの略称）は、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般のことを指し、プレイする時間や場所を選ばず遠くにいる人とも競技を行うことができ、また年齢を問わず、気軽に楽しめるという魅力がある。この側面からeスポーツをコミュニケーションツールとして捉え、eスポーツをきっかけに高齢者、子ども、障がい者など、それぞれの垣根を越えた交流の機会を創出し、地域コミュニティの活性化につなげることを目的として実施する。

本業務は、単に町内でのeスポーツの普及や娯楽にとどまらず、事業により、創出した交流の機会や場、出会いが、その他の地域活動へ波及することを目指している。

加えて、eスポーツが心身機能へ及ぼす影響について科学的に検証し、その結果から地域支援、健康増進、高齢者福祉等の施策の錬磨につなげることによって、町民への還元を図ることを目指す。

4. 委託期間

- ①【令和5年度実施業務】 契約締結日から令和6年3月31日
- ②【令和6年度実施業務】 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- ③【令和7年度実施業務】 令和7年4月1日から令和8年3月31日

5. 業務の内容

本業務の内容は、次の（１）～（４）に定めるもののほか、事業目的を達成するた

めに必要な業務全般を行うものとする。事業内容及びスケジュールの提案は、発注者が提示する別紙「eスポーツによる地域コミュニティ活性化事業（案）」をもとに、より効果的な企画内容、手法となるよう提案すること。

また、令和5年度から令和7年度までの3か年で提案すること。

(1) eスポーツ体験会運営補助業務

【業務イメージ】

- ・高齢者サロン活動や自治公民館、又は病院や入居施設で実施するeスポーツ体験会の運営補助を想定。
- ・体験会場に赴き、eスポーツ機材のセッティングや操作方法の説明等を担う（以下、「運営補助員」という）。
- ・体験会実施希望団体と運営補助員の日程調整は発注者で行う。
- ・委託料は、交通費を含めた1回あたりの単価契約を想定。

【留意事項】

- ・機材のセッティングや操作方法の説明等は、体験会参加者だけにとどまらず、体験会希望団体の世話役にも行うこと。

(2) 地域におけるeスポーツ交流会運営業務

【業務イメージ】

- ・地域内（行政区を想定）の多世代交流の機会の創出を主な目的として実施する「eスポーツ交流会」の企画運営を想定。
- ・交流会の実施時間は半日程度を想定。
- ・交流会実施における運営補助員の確保並びにeスポーツメニューの選定及び調達は受託者にて行う。ただし、発注者の所有するゲームソフトや機材を併用することもできる。

【留意事項】

- ・(1)に記載する体験会の内容と差別化を図ること。
- ・本交流会は、発注者が本事業とは別に実施している「地域活動オンライン化モデル事業（デジタル化・オンライン化に関する複数のプログラムを、自治公民館を拠点として展開する事業）」の1つのプログラムとして実施することも想定される。
- ・一行政区の自治公民館での実施を想定しているが、ノウハウの蓄積や町内の認知度の向上に伴い、2年目以降は地域間の交流が生まれるよう仕掛けていくこと。

(3) eスポーツ人材育成業務

【業務イメージ】

- ・本事業は3か年を想定したものであるが、それ以降のeスポーツ関連事業の継続もしくは発展のために、eスポーツに係る人材の育成プログラムを実施する。
- ・本プログラムを履修した人材を(1)(2)に投入することも想定。
- ・本事業は令和6年度より実施を想定。

【留意事項】

- ・「健康ゲーム指導士」等の民間資格の取得や、eスポーツに関する幅広い知識、知見を得られる育成カリキュラムにすること。

(4) eスポーツの効果測定(科学研究)業務

【業務イメージ】

- ・前述のeスポーツによる地域活性化に資する取組み<実動>と並行して、広川町をフィールドとした効果測定<研究>を行う。
- ・委託期間の3か年を通じた研究を想定。
- ・成果物については、1年間の報告書を町に提出すること。また、3年目の報告については、3年間の総事業まとめを冊子として提出すること。
- ・研究成果は、学会発表、論文または専門誌での執筆等で町内外へ情報発信する。

【留意事項】

- ・これまでに研究した成果があれば、それらを踏まえて提案すること。
- ・高齢者の認知機能や心理的側面にeスポーツがどう作用するのかを客観的数値を用いて検証することに努めること。
- ・研究方法については、発注者と十分に協議の上決定することとし、その際には、検証する仮説や、検証することで得られる結果について、発注者が理解できるように説明すること。

6. 業務実施体制

- ・本業務の履行にあたり、管理責任者1名及び研究リーダー1名を必ず配置するものとする。その者らは、発注者と密に連携し本業務のマネジメントを務めることができる者であること。また、必要となるスタッフ等を確保し、専門的な人材が必要な場合は外部人材等の適切な活用により、柔軟で効果的な事業推進が可能な体制とするなど、業務を適正に実施するために必要な業務体制を構築すること。

- ・提案時点で、業務の一部を協力会社等へ再委託することを予定している場合は、再委託先を明示して提案すること。

7. 業務実施に関する基本的な条件

(1) 契約に関する条件

業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

(2) 提案見積額について

- ・上記の業務内容を参照のうえ、見積書を提出すること。また、事業参加者から参加料等を徴収する場合は、収入額を控除した上で、提案見積書を作成すること。提案見積額が予算の上限額を超える場合は契約しない。
- ・見積金額のうち直接人件費及び直接経費については指定様式に記入し、一般管理費その他諸経費を入れた見積合計額を記載した表紙を付けること。
- ・本業務にかかる契約金額については、提案見積額を基準に協議のうえ、確定するものとする。

8. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守すること。
- (2) 本仕様書に記載のないことや疑義が生じた場合は、十分に協議するものとする。
- (3) 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。また、本業務終了後5年以内に、本町及び他の行政機関等が行う会計監査等の実施があった際には、証拠書類の提出や調査に協力すること。